

令和3年1月22日

# まちづくり委員会資料

## 陳情第70号

自然災害発生時の公園の安全性確保に関する陳情

建設緑政局

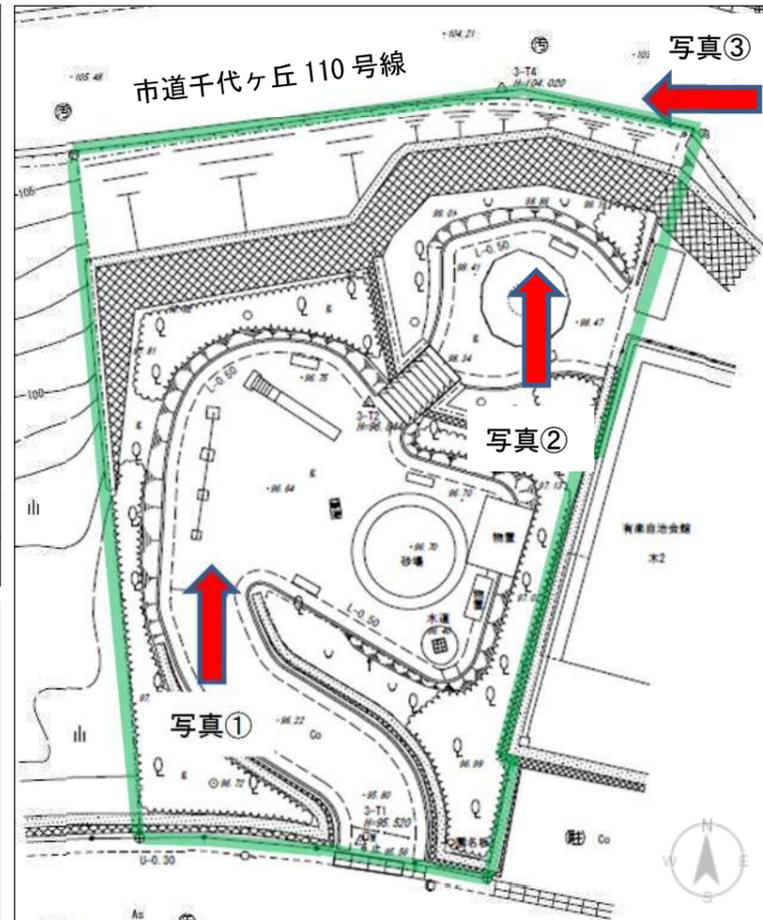
# 陳情第70号 自然災害発生時の公園の安全性確保に関する陳情

## 1. 陳情箇所の概要



- 公園名：千代ヶ丘5丁目公園（麻生区千代ヶ丘5丁目9）
- 面積：659m<sup>2</sup>
- 開設日：昭和53年4月10日
- 取得方法：有楽土地株式会社による開発行為により川崎市に帰属
- 公園施設：滑り台、鉄棒、砂場、ベンチ、水飲み場など
- 主な特徴：公園内の広場はおおむね平坦だが、公園の北側は斜面になっており、その斜面の上には市道千代ヶ丘110号線が位置している。

## 2. 公園平面図



## 4. 公園内の擁壁及び法面の現状について

- ・公園内の北側の斜面は、最も高いところで、高さ約8mで、下段は高さ約5mのブロック擁壁で、上段は高さ約3mの法面となっている。法面の上部は道路となっている。
- ・擁壁及び法面は、昭和53年に完了した開発行為における造成工事で整備された。
- ・これまでに擁壁や法面において大規模な工事はない。
- ・平成28年度に公園周囲の管理柵更新工事を実施。この際も擁壁や法面に異常はなかった。
- ・擁壁及び法面の点検は、年に2回、遊具やベンチ等の安全点検時にあわせて目視等で行っており、これまで擁壁の亀裂や法面の表土の流出等は確認していない。
- ・法面の維持管理については、年1回除草を実施している。
- ・過去5年間（平成28年度～令和2年度）において、擁壁や法面に関する要望はない。

## 3. 現況写真（令和2年12月18日撮影）



## 5. 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）指定状況



# 陳情第70号 自然災害発生時の公園の安全性確保に関する陳情

## 6. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）について

### 【土砂災害防止法の概要・目的】

- ・危険箇所の周知や避難の促進などの主にソフト対策により、土砂災害が発生した場合に生命・身体の保護を目指すもの
- ・神奈川県が、「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」及び「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」を指定する

### 【土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の概要】



	土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）
指定対象	急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域
指定範囲	傾斜度が30度以上で高さが5m以上の崖で、 ・上側：崖の上端から、水平距離で10m以内の位置 ・下側：崖の下端から、崖の高さの2倍（最大50m）以内の位置	イエローゾーンの内で、 ・上側：崖の上端から、鉛直方向に5m下がった位置 ・下側：一般的な建築物が、崖崩れの土砂により破壊されない位置（計算式による）
市の責務	・避難情報の伝達 ・土砂災害ハザードマップの作製・周知などの警戒避難体制の整備	—
主な制限	・特段の規制は無い ・売買の際に重要事項として説明義務	・開発行為は崖対策をしない限り原則禁止 ・居室を有する建築物の建築時における、耐力壁の設置などの安全対策の義務付け ・県による建築物の移転等の勧告（県内実績無） ・売買の際に重要事項として説明義務
備考	・崖の安全対策等の義務は無い	・開発行為を行わない限り、崖の安全対策等の義務は無い ・既存建物に対して対策を求めるものではない

## 7. 川崎市内における指定の状況（令和2年12月末現在）

		(区域数)					
区域 / 区	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
イエローゾーン	該当無し	7	8	97	166	179	306
レッドゾーン	該当無し	未指定※				136	未指定※

※現在レッドゾーンが指定されていない5区については、神奈川県が令和2年度内に指定予定。  
※いずれも基礎調査結果（レッドゾーン指定案）は公表されており、当公園は指定されない予定。

## 8. 公園内に土砂災害警戒区域（イエローゾーン）が指定された要因

- ・公園北側の斜面の一部が、傾斜度30度以上で高さが5m以上となっており、かつブロック擁壁の上に法面が高さ2m以上あるため。（神奈川県の見解）

## 9. 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）を対象外にすることについて

- ・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）は、地形条件等により指定されるため、地形に変化があるなど、指定条件を満たさなくなったと認められた場合には、神奈川県により区域の見直しが行われる場合がある。（神奈川県の見解）